石井　山治
菅原　定雄

正六位に叙する（各通）
井上　博文
竹安　和雄

従六位に叙する（各通）
齋藤健太郎

正七位に叙する（各通）（以上一月二日）
（京都工芸繊維大学名誉教授）
（北海道教育大学名誉教授）
（東北大学名誉教授）
（鳥取大学名誉教授）

正四位に叙する（各通）
穐山　文雄
木脇　文三

従五位に叙する（各通）
満保　儀作

従六位に叙する
岩尾　幹史

従七位に叙する（以上一月三日）
（高知医科大学名誉教授）

従四位に叙する（一月五日）
安藤　金一

従七位に叙する（一月七日）
（富山工業高等専門学校名誉教授）
高瀬　泰

従四位に叙する
（山口県議会議長）
畑原　基成

従五位に叙する（以上一月八日）

○叙勲

澤田　眞史

旭日小綬章を授ける（二十八年十二月二十九日）
岩田　哲
大和　建昭

旭日双光章を授ける（各通）
石川　英男
清水　直樹

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月三十日）
木内　良平

旭日小綬章を授ける
田上　泰寛

旭日双光章を授ける
本郷　豐
山本　茂樹

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月三十一日）
（足利市議会議員）
中島由美子

旭日単光章を授ける（一月一日）
柿沼　洋一

旭日双光章を授ける
小野　吉郎

旭日単光章を授ける（以上一月二日）
（山口県議会議長）
畑原　基成

旭日中綬章を授ける（一月八日）
越智　緑朗
佐野　武

瑞宝双光章を授ける（各通）
大地山　仁
竹井　忠重

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月二十九日）
（東京大学名誉教授）
上杉　強

瑞宝小綬章を授ける（各通）
今井　莊六
高野　英男
山本　達實

瑞宝双光章を授ける（各通）
緒方　正澄
鈴木　弘毅

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月三十日）
上地　明彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊藤　修孝
稲見　和正
齋藤　正二
里崎　清文
中野　和年
林崎　正生
前田　輝
古田　年克
松田　正博
宮本　武士
三好　建

瑞宝双光章を授ける（各通）
迫田　征雄
田山　和男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十二月三十一日）
青山　弘
伊藤　祐一
榎下　謙志
清末　和美
後藤　主昇
寺澤　孝
村井　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
（三等陸佐）
大岩　泰彦
（検察事務官）
奥村　茂樹
佐藤　英世
山口　厚行
茅田　照彦
小谷　弘
田中　幸策

旭日単光章を授ける（一月一日）
（筑波大学名誉教授）
福原　祐三

瑞宝小綬章を授ける
井上　博文
（大阪市消防司令）
四宮　定保

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
堀金　直喜
山岡　公治

瑞宝双光章を授ける（各通）
眞田　長之
長谷川哲也

瑞宝単光章を授ける（以上一月二日）
（鳥取大学名誉教授）
木山　英郎

瑞宝中綬章を授ける
穐山　文雄
鈴木　康司
岩尾　幹史
満保　儀作

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上一月三日）
安藤　金一

瑞宝単光章を授ける（一月七日）
（三等陸佐）
佐藤松之助

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

小田　キス
神成田知千
塩安　三芳
日野　功
西山　剛史
田中　良和
林　明弘
窪田　俊文
岩崎　征士
澤野　英子
横山　末雄
中山　光雄
吉田浩一郎
吉松　徹郎
尾道　泰一
村上　季夫
田口　弘
神吉　健
井内　英夫
木村　喜一
小澤アキ子
秋葉　周三
内田美智子
山本　才司

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

松浦善之助
下間　基子
三輪　和彦
佐藤　元彦
浅田京江子
飯塚　キヨ
野　壽二
田中　孝
井茂　雅吉

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹
油井　一人
小林　宮子
田中　嘉一
板倉　弘子
鶴田　光雄
小林登喜子
坂口　功
田中　康生
富澤　俊一
瀧川　博司
東原　俊郎
葉　國璽
白井　一男
山田　晃久
冨岡茂太郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　孝行
磯井　正美
橋本　信
冨田　英揮

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社広島東洋カープ
株式会社共成建設
全国農業協同組合連合会栃木県本部

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故横田益治遺族　竹本　信子
故三浦昭子遺族　三浦　良子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年二月六日

金融庁長官　森　信親